

住環境整備支援助成制度 Q & A

○令和3年8月20日 掲載

Q 商工会のお買物券は、修繕工事代金に充てられるか？

A 充てることができません。住環境整備支援助成制度の助成申請は、修繕工事代金の支払い完了後（領収書の写しの添付が必要）となります。

Q 車庫を増築したいが、助成対象となるか？

A 住宅に付属したものであれば対象となります。今度の助成制度は、住環境に関する助成制度のため、住宅以外のものに付属の場合は対象となりません。

Q 町内事業者に大山町シルバー人材センターは含まれるか？

A シルバー人材センターは、営利企業ではなく、高齢者の生きがい対策を目的とした公益事業を行う団体のため、対象となりません。

Q 町内事業者に農協（農業協同組合）は含まれるか？

A 要綱では第2条（2）において町内事業者を、建築事業者又は設備・土木・造園事業者（個人事業主にあっては、その事業について確定申告を行っている者に限る）と定義しており、対象事業者には含めません。

Q 5万円程度の修繕工事だが、助成が受けられるか？

A 消費税を除いた助成対象経費の合計額の15%（1万円未満の端数は切り捨て）が助成額となります。計算上、消費税を除いた助成対象経費の合計額が66,666円までの場合、助成を受けることができません。したがって、ご質問のケースでは助成を受けることができません。なお、消費税を除いた助成対象経費が1,333,333円を超える場合は、助成上限額の20万円となります。

費用が少額で、助成対象とならない修繕工事についても、複数の修繕工事をまとめることによって、合計額が助成対象となる場合、まとめて申請していただくことができます。

○令和3年8月23日 掲載

Q 住宅敷地内にある農業用トラクターの車庫の修繕は、対象となるか？

A この度の助成制度は、住環境整備支援助成事業実施要項第2条（2）において、「店舗兼

住宅は住居部分に限る」と規定されているとおり、事業用途施設等に関する修繕は対象外となります。

Q 事業者が修繕工事の発注者と交す契約書や請書・注文書等の様式は、定めがあるか？

A 特に契約書や請書・注文書等の様式を定めていません。普段お使いの契約書等をご使用ください。

Q 事業者が修繕工事の発注者と交す契約書や請書・注文書等には、収入印紙の貼り付けが必要か？

A 税法上の取り扱いのとおり、取り扱ってください。

Q 町内事業者の証明は、申請者が証明をするのか？

A 町内事業者の証明は、申請者が修繕工事等を依頼された事業者に証明書の作成を依頼してください。